

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 194 号 別冊

総 〇 第 254 号
令和 7 年 2 月 17 日

横浜市代表監査委員
酒井 良清 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当 : 総務局コンプライアンス推進室
電 話 : 671-2329
e-mail : so-comp@city.yokohama.lg.jp

包括外部監査・措置案件一覧

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R05	医療局病院経営本部	【意見38】	116	人事課	会計年度任用職員へ支給する宿直手当について	<p>所得税基本通達28-1によれば、宿直料又は日直料については、一定の場合、所得税を課さないこととされている。</p> <p>賃金台帳を確認したところ、職員の宿直手当については上記基本通達により非課税扱いとされていたものの、会計年度任用職員の宿直手当については給与所得として所得税の課税対象とされていた。</p> <p>医師の働き方改革への対応の一環として、多くの診療科において労働基準監督署からの宿直許可を得ており、勤務体制の見直しを行っている最中であることから、会計年度任用職員の宿直手当についても、勤務体制と上記基本通達を勘案のうえ、所得税の非課税適用について検討が必要であるものと考えらる。</p>	<p>意見の内容を踏まえ、所得税基本通達等を勘案し、会計年度任用職員が行っている宿日直のうち、業務の内容上、所得税の非課税枠の適用が可能である宿日直については、令和7年から宿日直手当に非課税枠を適用します。</p>
2	R05	医療局病院経営本部	【意見39】	117	人事課	自動車通勤者に係る非課税通勤手当の取り扱いについて	<p>給与所得者に支給する通勤手当については、所得税法第9条第1項第5号において「通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの」を限度として所得税を課さないこととされている。</p> <p>また、自動車や自転車などの交通用具による通勤者については、所得税法施行令第20条の2において、片道の通勤距離に応じて上限が定められている。</p> <p>(中略)抽出した賃金台帳を確認したところ、脳卒中・神経脊椎センターの自動車通勤職員のうち1名(通勤距離片道15km以上20km未満)について通勤手当に対して所得税が課されていることを確認した。</p> <p>所管担当者へのヒアリングによれば「人事給与システムで距離を入力する欄があるが、数値が入力されていなかったことに起因する。システム上、距離の入力がないと「0km」と判定され、課税扱いになる」との回答を受けた。</p> <p>職員の納税額に関する事項であり、今後同様の事象が起きないようにチェック体制の確立及びマニュアルの整備が必要である。</p> <p>また、過年度の誤りについては、再年末調整手続等により当該職員への所得税の還付を検討されたい。</p>	<p>意見の内容を踏まえ、通勤手当認定時のチェック体制の強化を令和5年11月21日に行ったほか、入力漏れ防止の機能を追加するため、人事給与システムの改修を令和7年1月29日に行います。また、過年度の誤りについては、所得税の誤納額の充当手続等を行い、今年度中に当該職員への還付等を行います。</p>
3	R05	医療局病院経営本部	【意見40】	120	人事課	流動負債に計上された預り金勘定の金額について	<p>(前略)令和4年度においては雇用保険料の精算に誤りがあるものと考えられる。また、所管課においては各勘定科目の期首残高の内訳を把握できておらず、過年度計上額の正確性が確認できないことから財務諸表の正確性に疑問を持たざるを得ない。財務諸表の正確性を担保するためにも、決算時において各勘定科目残高の内訳を把握すること必要があるものと考えらる。</p> <p>法人税の納税義務がある法人に作成が義務付けられている「勘定科目内訳明細書」に類似する書類の作成、及び、各勘定科目の残高の確定にあたっては内部承認を得る等の手続を検討されたい。</p>	<p>不適切な状態の是正として、令和6年度決算に反映できるよう雇用保険料の精算誤りを是正しました。</p> <p>意見の内容を踏まえ、預り金各勘定科目の決算時残高の内訳を把握できる書類の作成等、残高確定の承認手続を行うよう令和6年11月28日に医療局病院経営本部内に通知しました。</p>
4	R05	医療局病院経営本部	【意見44】	126	人事課	eLTAX及びキャッシュレス納付等の利用促進に向けた取り組みについて	<p>(前略)給与所得者の源泉徴収票及び給与支払報告書の提出は紙で行っており、また、所得税及び復興特別所得税の納付は上述のとおり金融機関の窓口で行うとともに、毎月の給与から特別徴収した個人住民税の納税も金融機関窓口で行っているとのことである。なお、個人住民税の特別徴収に係る納付先は約40市区町村にのぼり、毎月約40枚の個人住民税納入書を作成している状況にある。</p> <p>納税者へのeLTAX及び地方税共通納税システムの利用推進を求めなければならぬ立場を鑑みれば、医療局病院経営本部自らが積極的に取り組む姿勢が必要であり、医療局病院経営本部自身が納税者としてシステムを利用することで、システムの利便性向上に向けた取り組みが望まれる。</p>	<p>意見の内容を踏まえ、正規職員及び市民病院の会計年度任用職員の住民税関連業務については、今年度中にeLTAXを導入することを令和6年6月27日及び7月19日に決定しました。なお、脳卒中・神経脊椎センターについては、令和5年度にeLTAXを導入済みです。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
5	R05	医療局病院経営本部	【意見45】	128	人事課	休職者に係る社会保険料従業員負担分の債権管理について	<p>(前略)納入通知書の他、給与計算システムから印刷可能な従業員負担分及び事業主負担分の理論値金額を示す確認表が保管されていたが、賃金台帳と確認表の間で金額の乖離が見受けられた。所管課からのヒアリングによれば、その乖離は休職・退職職員に係る社会保険料従業員負担分に起因するものとの回答を得た。</p> <p>休職職員については、社会保険料従業員負担分を控除すべき給与が発生していないことから、納付書を送付し医療局病院経営本部へ振り込む方法により回収しているとのことである。</p> <p>本来であれば、休職者に対する社会保険料従業員負担分に係る未収金(以下「未収債権」という。)を認識することで上記確認表と賃金台帳が一致するはずであるが、現状では未収債権についてエクセル表で債権管理しているものの、帳簿には反映していないとのことである。</p> <p>現状において回収漏れは生じていないとの回答を受けているが、今後の休職職員の支払い漏れがあった際の督促業務や正確な財務諸表の作成の観点からは、当該未収債権を未収金と計上し、債権管理を徹底する体制の確立が必要である。</p>	意見の内容を踏まえ、休職者等に対する社会保険料従業員負担分に係る未収金が発生した場合は、債権管理簿での管理に加えて未収金として計上し確実な債権管理を行います。
6	R05	医療局病院経営本部	【意見49】	141	病院経営課	仕入控除税額の計算に係る個別対応方式と一括比例配分方式の選択について	<p>医療局病院経営本部においては、課税売上割合が5.66%(令和4年度実績)と95%未満であることから、「個別対応方式」または「一括比例配分方式」のいずれかにより仕入控除税額を計算することとなるが、過年度より継続して「一括比例配分方式」により計算しており有利不利判定が行われていない。そもそも財務会計システム入力時に選択する消費税区分が、個別対応方式適用の際の上記「イ」「ロ」「ハ」に区分することが出来る仕様とはなっていない。</p> <p>例えば、市民病院における有料駐車場等の課税売上のみしか発生しないものと考えられる設備に係る課税仕入については、個別対応方式を選択すればその全額の仕入税額控除を受けることが出来る可能性があるが、現在適用している一括比例配分方式においては、課税売上割合分の仕入税額控除のみにとどまっており、不利な納税方式を選択している可能性も考えられる。個別対応方式と一括比例配分方式の有利不利判定を検討されたい。</p>	意見を踏まえ検討しましたが、現状は財務会計システム入力時に選択する消費税区分が、個別対応方式に対応しておらず、すぐに個別対応方式適用のための区分けを行うことは困難であることや、非課税収入が大半を占める病院事業の収入構造から一般的には一括比例配分方式が有利と言われていることから、現状の一括比例配分方式を選択することを令和6年11月29日に決定しました。
7	R05	医療局病院経営本部	【意見52】	144	病院経営課	税理士との税務代理等業務委託契約について	<p>(前略)消費税等確定申告書、申告の際の基礎資料となる予算整理簿及び質疑相談対応表を閲覧したところ、税理士法人においては消費税区分及び適用税率を中心に帳簿確認を行ったように見受けられる。また、地方公営企業の消費税申告にあたっては、上述の特定収入の判定が納税額に大きな影響を与えることとなるが、令和4年度消費税等確定申告においては、横浜市医療局病院経営本部の指示により検討を行っていないとのことである。</p> <p>令和4年6月30日申告期限とする消費税等の確定申告に係る業務委託契約を令和4年4月3日に締結したということで、時間的制約から特定収入の判定まで確認する時間が取れないことが原因の一つであることは明らかである。新年度以降は申告までに最短でも半年以上の期間を設け、次表に記載の各項目にも対応可能な契約を締結することが望ましいものとする。</p>	意見の内容を踏まえ、確定申告において適切に対応できるよう令和6年度の課税期間中の取引に係る消費税区分の適否の判定を行うよう、令和6年5月1日に税理士法人と契約しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
8	R05	医療局病院経営本部	【指摘12】	150	病院経営課	横浜市補助金等に係る計上科目の検討(市立病院共通)	<p>(前略)地方公営企業法施行規則の開示に準じた場合、補助金の区分が設けられている点や他の自治体の病院事業決算報告の観点から、各市立病院が受領する市からの時限的な補助金等について「(目)その他医業外収益」に計上するよりも「(目)補助金」で計上することが望ましい。</p> <p>横浜市病院事業の場合、現行の「病院事業勘定科目表」では(目)として「国庫補助金」「県補助金」を設定しているため、横浜市やその他の団体からの補助金を計上する区分が「その他医業外収益」しかなかったものと考えられる。附属明細書で節の区分まで明瞭に開示するのであるから、施行規則に準じて「病院事業勘定科目表」を見直し(目)補助金の下に(節)国補助金、(節)県補助金、(節)市補助金、(節)その他補助金と科目設定することが望ましい。</p>	指摘を踏まえ、令和7年度予算に向けて病院事業勘定科目表を令和6年12月18日に改めました。
9	R05	医療局病院経営本部	【意見57】	158	脳卒中・神経脊椎センター	オンライン資格確認システムに係る会計処理(脳卒中・神経脊椎センター)	<p>(前略)将来的な事務コスト削減を目的とする制度変更に対応するために医事会計システム及び電子カルテシステムの改修を行う作業については、新たな機能の追加、機能の向上に該当すると考えられるため、資本的支出としてソフトウェアに計上する必要がある。</p> <p>したがって、補助金の対象となる支出全額を経費とした脳卒中・神経脊椎センターの会計処理は適切ではないと考えられる。今後システムに関する委託費を支出する際には、修繕費か資本的支出のいずれに該当するかの検討を十分に実施する必要がある。(中略)</p> <p>「長期前受金」ではなく、経費に対応する補助金については、営業外収益として計上されることとなる。その際、勘定科目については、現状(目)その他医業外収益(節)その他医業外収益で計上しているが、当該補助金は社会保険診療報酬支払基金から支給されたものであり、(目)補助金の区分で(節)その他補助金等として計上することが望ましい。</p>	<p>指摘を受け、令和5年10月26日から、情報システム等の新たな機能追加や機能向上等を目的とする改修については資本的支出で執行することとしました。</p> <p>また、発生原因は担当者の知識不足、責任職の確認不足であることから再発防止策として令和6年2月19日、20日に経理業務の研修を行いました。院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を令和6年2月19日、20日に共有しました。</p> <p>また、令和7年度予算に向けて病院事業勘定科目表を令和6年12月18日に改めました。</p>
10	R05	医療局病院経営本部	【意見63】	173	脳卒中・神経脊椎センター	SPD委託による物品管理における棚卸の実施について	<p>(前略)受託者は、契約書及び仕様書に基づき業務を実施し、委託者は契約した業務の提供を受け、業務内容に応じて委託料の支払いを行っている。契約外の業務を無償で行った場合には、その実施結果に対する責任が曖昧になることに加え、入札を前提とする契約業務においては、将来行われる入札において不平等となる恐れもある。したがって、見直しを行わないまま、当該仕様書の記載とは異なる業務を依頼することは適切であるとは言えない。</p>	意見を踏まえ、令和6年3月15日から関係する業務に従事する職員に周知の上、現契約では仕様に基づいた業務を行っています。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
11	R05	医療局病院経営本部	【意見71】	193	脳卒中・神経脊椎センター	飲料水自動販売機設置事業について	<p>(前略)</p> <p>当該事業においては、直近年(1月1日～12月31日)の自動販売機売上実績(設置事業者からの報告による)を基に最低貸付料(年額)を設定し、入札により最低貸付料金額以上の最高の金額を持って入札したものを落札者とする方法により行われている。契約期間は5年間であり、平成30年4月実施の入札及び令和5年3月実施の入札を比較した。</p> <p>平成30年4月実施の入札においては、4物件(延べ13台設置)の入札が行われ、内1物件が入札不調の結果となっている。入札不調に終わった物件については、目的外使用許可により自院にて自動販売機を設置している。</p> <p>一方、令和5年3月実施の入札においては、上記不調に終わった物件を除く3物件(延べ10台設置)の入札が行われ、3物件ともに落札者が決定されている。(中略)入札状況を比較すると、平成30年4月入札時においては、最低賃料の設定は、平成29年における自動販売機販売実績に対して35%弱の金額を設定しているものの、令和5年3月入札においては、令和4年における自動販売機販売実績に対して約20%の金額設定となっている。その結果、落札額合計額は年間約150万円減少する結果となった。</p> <p>所管課からのヒアリングによれば、令和5年3月入札分の最低賃料の設定については、入札の不調を防止する観点から、令和4年度販売実績の約20%程度に抑えたとの回答を受けたが、実際の入札額から逆算すると、平成30年4月入札では、前年販売実績額の約51%、令和5年3月入札では前年販売実績額の約37%となっていることを考えると、もう少し慎重な判断が必要であったのではないかと考える。賃料収入は病院事業会計にとっても貴重な収入源であることから、次回入札時には新たな入札参加者を募ったり、入札が不調に終わったとしても再度入札にかけると、収入減少を最小限に抑えるよう慎重な判断が望まれる。</p>	<p>次回契約期間(令和10年度～令和14年度)においては、収入減少を最小限に抑えた契約とすることを令和6年3月15日に病院内で決定しました。</p>